

平成29年度三木町農業委員会
第2回 農地部会議事録

香川県木田郡三木町農業委員会

平成29年度三木町農業委員会
第2回農地部会議事録

(会 期) 1日間
(開催年月日) 平成29年5月19日
(会議時間) 9:00～10:30
(開催場所) 三木町農村環境改善センター農事研修室
(議 題) 別紙のとおり

出席委員数21名

1番	小倉 統一	16番	北岡 利幸
2番	阿部 一義(欠席)	17番	寒川 義己(欠席)
3番	山地 一夫	18番	松家 敏男
5番	原内 敏雄	19番	小松 洋子(欠席)
6番	廣瀬 忠一(農政部長)	20番	左直 薫
7番	新地 照男	21番	高尾 壽一(農地部長)
8番	久保 薫	22番	安部 正雄
9番	長井 勳	23番	久米井 好美
10番	立石 清	24番	安部 元春
11番	多田 純司	25番	溝渕 廣明(欠席)
12番	香西 俊之	26番	真部 利徳
13番	筒井 貞伸	27番	村松 修
14番	藤澤 勇一(会長職務代理)(欠席)	28番	脇 博文(会長)
15番	多田 孝夫(欠席)	29番	古市 弘(欠席)

(事務局)

1. 山地修事務局長
2. 石井健一課長補佐
3. 小倉恵理副主幹
4. 安元哲平係長
5. 稲田貴之主任主事

(別紙)

(1) 議案

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地法第5条の規程による許可後の事業計画変更申請について
- 議案第5号 非農地証明願について
- 議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について
- 議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について
- 報告第1号 農地法第5条の規程による許可申請の取下について
- 報告第2号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の取消について
- 報告第3号 農地改良届について
- 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第5号 使用貸借返還通知について

(2) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について

(3) その他

事務局(山地事務局長)

それでは、5月の三木町農業委員会農地部会を開催いたします。今月の定例会はご案内申し上げたとおり、農地部会審議案件が14件と農用地利用集積計画及び農地中間管理機構の農用地利用配分計画についてそれぞれご審議をお願いします。その後に会長より香川県農業会議常設審議委員会審議状況報告をお願いいたします。本日の出席委員は28名中21名で、定足数に達していますので定例会は成立しています。欠席は、阿部一義委員、藤澤会長職務代理、多田孝夫委員、寒川委員、小松委員、溝渕委員、古市委員です。定例会議事録署名委員につきましては、新地委員と香西委員をお願いいたします。それでは農地部会の進行を農地部長お願いします。

議長(高尾農地部長)

それではただ今から農地部会を開催いたします。議案第1号から議案第7号について上程致しますので、皆様慎重審議をよろしくをお願いします。それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局(稲田主任主事)

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について

番号1 申請地：井上字藤東山田 7筆 4,088㎡

地目：田7筆

譲渡理由：労力不足

譲受理由：新規就農

権利：所有権移転売買

番号2 申請地：井上字藤東山田 2筆 1,893㎡

地目：田2筆

譲渡理由：労力不足

譲受理由：新規就農

権利：所有権移転売買

番号3 申請地：田中字西地 1筆 890㎡

地目：田1筆

譲渡理由：農業廃止

譲受理由：経営規模の拡大

権利：所有権移転売買

番号4 申請地：井戸字高木 3筆 1,313㎡

地目：田3筆

譲渡理由：労力不足

譲受理由：経営規模の拡大

権利：所有権移転売買

番号5 申請地：井戸字高木 2筆 722㎡
地目：田2筆
譲渡理由：耕作不便
譲受理由：経営規模の拡大
権利：所有権移転売買

番号1から番号5の全てにおきまして、全部効率利用要件および下限面積要件等問題がありませんでした。

議長(高尾農地部長)

番号1番号2は、新規就農ですが内容を詳しくお願いします。

事務局(稲田主任主事)

譲渡人の事情になりますが、1番の方につきましては、農業專業ですが、一人で農業を行っているので、労働力が足りていない現状があります。今回の申請地につきましても作付を行っておらず管理だけをしている状態です。また、番号2の方につきましても、86歳と高齢で農業を続けることは困難な状況であります。この2人の申請1番2番の農地につきましては、隣接していることもあり、同じ人物に売の話がまとまったため、合わせての申請にいたったものになります。

譲受人につきましては、現在香川大学の医学部で、教員として働いております。中国出身ではありますが、来日してから農業に興味を持ち、教員として働く傍ら地元農業者の元で、米作りの手伝いなどを行ってきておりました。自分が主となって農業をしたいと考えていた矢先に、自宅及び職場の近くにある今回の農地の所有者との話しがまとまったために、このたびの申請にいたったものです。今後も地元農業者の協力を得られること、また農機具等は地元農業者及び譲渡人の所有している農機具等を借りながら農業を行っていく計画でありまして、また、譲受人につきましては、日本に永住する予定であることから本申請につきましても特に問題ないと思われれます。

議長(高尾農地部長)

ありがとうございます。それでは、質問に移ります。何か質問ありますか。

議長(高尾農地部長)

それでは、私から1番2番ともに、農機具等は借りるということだが、全部借りるということですか。

事務局(稲田主任主事)

一式借りるということになります。トラクター、コンバイン、軽トラを一式借りることになっています。資金につきましても、十分蓄えもあるということでゆくゆく購入していくことになるかと、考えていると聞いております。

議長(高尾農地部長)

番号1の地元農業者の方は、ほとんど機具がないと思いますが。譲受人の年齢はいくつですか。

事務局（稲田主任主事）

譲受人の年齢は50歳です。

議長（高尾農地部長）

立石のソーラーしている方ですか。

事務局（稲田主任主事）

はい、地元農業者の方と。

議長（高尾農地部長）

その管理しながら田んぼまでは、ちょっと疑問がでてくる場所ですね。

他に何かありませんか。

26番委員（真部委員）

やる気は尊重しないと。

22番委員（安部正雄委員）

番号4と番号5ですが、購入となっておりますが、譲受人の購入農地ですが、足すと2035㎡になります。現在の所有面積はいくらになりますか。

事務局（稲田主任主事）

2,035㎡です。

22番委員（安部正雄委員）

今回買うのはたまたま2,035㎡ですか。

事務局（稲田主任主事）

今回買うのは、4番につきましては1,313㎡、5番の案件で722㎡です。

22番委員（安部正雄委員）

それを足したら、2035㎡になります。偶然に現在の所有面積と購入面積が同じなのですか。

事務局（稲田主任主事）

偶然に一致しております。

22番委員（安部正雄委員）

下限面積は大丈夫ですか。

事務局（稲田主任主事）

下限面積はクリアしております。

議長（高尾農地部長）

どのように下限面積をクリアしているのですか。

事務局（稲田主任主事）

現在の耕作面積と今回購入する面積で4反はクリアしています。

議長（高尾農地部長）

現在の耕作面積が2,035㎡と今回購入面積が1,313㎡でしょ。

26番委員（真部委員）

番号5が722㎡になっています。

議長（高尾農地部長）

722㎡もそうですね、4番と5番を足したらということですね。

議長(議長（高尾農地部長）

それでは採決に移りたいと思います。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、承認するという委員の方は挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

議長(高尾農地部長)

ありがとうございます。満場一致で承認することに決しました。続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、議案第3号、農地法第5条による許可申請について、あと関連して報告事項もありますので、事務局から説明をお願いします。

事務局(稲田主任主事)

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について

番号1 申請地：井上字藤東山田 1筆 95㎡
地目：畑1筆
現況：宅地1筆
目的：宅地拡張
併用地：宅地 318.72㎡
造成時期：平成5年頃から

番号2 申請地：井戸字中代 3筆 1,743㎡
地目：田3筆
現況：田3筆

目 的：太陽光発電設備

番号3 申請地：井戸字山田 9筆 1, 456㎡
地 目：田6筆、畑3筆
現 況：田6筆、畑3筆
目 的：太陽光発電設備
併用地：宅地等 578.31㎡

番号1について説明します。

番号1は、無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号2について説明します。

番号2は、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他所有農地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号3について説明します。

番号3は、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他所有農地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について説明する前に、報告案件を関連して説明します。

報告第1号、農地法第5条の規定による許可申請の取下について

番号1 申請地：池戸字深谷 26筆 13, 511㎡
地 目：田26筆
現 況：田26筆
目 的：資材置場
権利の種類：貸借権設定
取下理由：転用計画見直し

番号1について説明します。

番号1は、転用計画見直しによる取下げになります。当初の申請が平成28年9月1日になされたものであります。このたび新たな計画で申請されております。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について。

番号1 申請地：池戸字深谷 15筆 8, 241㎡
地 目：田15筆
現 況：田15筆
目 的：資材置場

権利の種類：貸借権設定

併用地：農道、水路

番号2 申請地：下高岡字川原井 2筆 2,027㎡

地目：田2筆

現況：田2筆

目的：分譲住宅2階建 7棟 476㎡

権利の種類：所有権移転売買

番号1について説明します。

番号1は、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号2について説明します。

番号2は、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

議長(農地部長)

ありがとうございます。それでは現地調査を行っていますので担当委員の方から報告をお願いします。

事務局(稲田主任主事)

今回、現地調査を行った寒川委員が欠席のため、事務局から説明いたします。

5月分の農地法関連の申請について、去る平成29年5月15日(月)の午前9:00から4条申請3件、5条については申請2件と計画変更1件、計3件につきまして、協会長、高尾農地部長、溝淵委員、寒川委員、事務局3名の合計7名にて現地調査を実施いたしました。

現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。その中で問題になりましたのは、4条申請の番号1についてです。こちらについては既に造成が行われておりましたが、始末書の添付がありました。その他、特に疑うべきところもなかったと判断されました。以上で現地調査の報告を終わらせていただきます。

議長(高尾農地部長)

それでは、担当委員さんからの補足説明をお願いします。

7番委員(新地委員)

議案2号、番号1について今回の、申請人ですが、宅地95㎡、それを無断でコンクリートを打って出入りが出来るように勝手に工事したもので、それをこの前判明して手直しするようにして現在に至っております。もう、この後はこのようなことはないと思いますけど、よろしくお願ひします。

10番委員（立石委員）

議案2号、番号2ですが、特にありません。

1番委員（小倉委員）

議案2号、番号3について私の家の裏になりますが、昔は、宅地がありましたが、申請者が全部農地にしてしまいました。先般、この太陽光発電設備の隣に昨年太陽光発電設備が出来上がりました。その隣のわけですが、別に問題はないと思います。

9番委員（長井委員）

議案3号、番号1について、譲渡人は町外の方ですが、もともとは深谷でした、深谷の人は何年も前から田んぼ作っていません。それで資材置き場にとということです。

5番委員（原内委員）

議案3号、番号2について、所有権移転売買ですが、場所的にはドラックストアから北へ約100m程度行った道路の東側になります。図面から分かるように番地的には2筆ですが、1枚の大きな田んぼです。これは相続によって兄弟から得たもので相続の際に分配となり、そのときに農地として売ろうとしたところ買ってもらえる方がいないということで、仲介人に申し出たところ、譲受人が分譲住宅として売って分配したらいいという話になりました。場所的に南側に地元企業の建物があり、日当たりがちょっと悪い部分があります。水路については南側と東側にあって便利なところなんですけど、先程言ったように農地で買ってもらえる人がいないということでこういうことになりました。

議長（高尾農地部長）

ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。4条5条質問のある方ございますか。

26番委員（真部委員）

失礼致します。参考までに教えていただきたいんですけど、報告第1号、番号1の5条申請取下報告で、それは先程説明で計画を見直したということですが、もう少し具体的にどのように計画を見直したか、参考までに教えてください。それと、言葉尻になるけど申請取下報告と計画変更と若干違うんでそこもちょっと教えてください。

事務局（稲田主任主事）

1点目、申請を取り下げて新たに申請し直した理由ですけど、変更前は面積のほうは13,511㎡ございまして、10,000㎡を超える転用になりますと、県のみどり保全課の方でされております、みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例の審査を受ける必要があります。その審査過程のなかで計画地の流下能力、水が流れる能力を精査したところ計画地内に調整池、洪水の調整をする池を設置する必要があるまして、当初の見積りよりさらに大きな池が必要と県から言われたことにより、この池を設置することによって転用面積有効な活用が著しく減ったということでして、今回申請する面積10,000㎡をきっております、8,241㎡でありますと、この事業規模で

ありましたら、調整池の設置も不要となり農地の一定の有効利用が可能になると判断されたことから地権者らに了解をとりつけた上で、規模の縮小をして、再度申請に及んだものとなっております。

2点目、事業計画変更との違いになりますけど、事業計画変更は軽微な変更となっております、例えば分譲地ですと、区画数の変更であったり、当初の工期の延長であったりということになります。今回の場合、面積が大幅に変わってきますので、軽微な変更とは言えないため、一旦取下げをして、再申請と至ったということになっております。

26番委員（真部委員）

内容は分かりました。調整池ですね、それが小さいから見直しがかったわけでしょ、そのところが最初に分からなかったのかな。申請するときに、そのところをちょっと教えていただきたい。うかつという言い方やけど、もうちょっと慎重に申請したらよかったんじゃないんですか。というところですよ。

事務局（稲田主任主事）

その書類の審査はみどり保全課になりますので、どういった判断に基づいて池を大きくしろといったのは分からないですけれど、当初の計画では申請者が十分と判断してこの面積で、当初の計画で出来ると判断した上で、農業委員会のほうにも提出されたことになります。

26番委員（真部委員）

げすな言い方で悪いけど、我々は素人です。プロがおるかもしれんけど。そういうこと知らずに、農業委員会で可決するという事は、若干、ぬかつんではないですか。そこらへんどうでしょうか。そこら、我々はそのままでわからないので、調整池が大きいか、小さいかは。能力はわからないけれども、そこらは申請の審査をする必要があるのでは、あるんですかというたらどうなんでしょう。しかたないのですか。みどり保全課から言われたら、はいといわないといけないのか。

事務局（稲田主任主事）

農地転用には問題はありません。ただ、農地転用以外のその他の法令についてもクリアしないと農地転用の許可が最終的にでない、他の法令の結果待ちになります。

26番委員（真部委員）

転用については可決していると、それ以外の法令については、話をして若干修正がかかったということですね。わかりました。

議長(高尾農地部長)

他に意見等ありますでしょうか。

委員一同

(無し)

議長(高尾農地部長)

無いようでございますので採決に移りたいと思います。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について承認するという委員の方は挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

議長(高尾農地部長)

ありがとうございます。満場一致で承認することに決しました。続きまして、議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局(稲田主任主事)

議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について。

番号1 申請地：下高岡字四條 3筆 806㎡
地 目：田3筆
変更前：分譲住宅3棟
変更後：分譲住宅4棟

番号1については、3区画から4区画への計画変更になります。当初平成27年4月10日申請、同年8月4日付けで転用の許可がでている案件です。しかしながら、申請者に、70坪程度の分譲住宅の問合せが多数あったことから、そのニーズに対応するため、区画数を変更するものです。

議長(高尾農地部長)

地図で見ると、葬儀屋の近くです。分譲住宅3棟の計画だったものを4棟に変更するものです。そういう内容でございます。ご質問ありますか。

委員一同

(無し)

議長(高尾農地部長)

ないようでございますので採決に移りたいと思います。議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、承認するという委員の方は挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

議長(高尾農地部長)

ありがとうございます。それでは、議案第5号、非農地証明願について、事務局説明をお願いします。

事務局（稲田主任主事）

議案第5号、非農地証明願について

番号1 申請地：井上 1, 127.91 m²
地 目：田、畑
目 的：農道、原野

番号2 申請地：井上 917 m²
地 目：田、畑
目 的：原野

番号3 申請地：井戸 1, 094 m²
地 目：畑
目 的：山林

番号1について説明します。

番号1については、申請地6筆のうち3筆は、すでに分筆がされており、自己所有の農地に入るために農道として使用しております。また、申請地3筆については申請人の亡くなった妻が相続する以前より作付を行われておらず、雑木が生い茂っている状況です。場所についても耕作するあたり不便な場所であり、農地への復旧が難しいと見込まれることから今回の申請がなされたものです。

番号2について説明します。

番号2については、申請人が県外で就職したため、労働力不足となり、耕作していない現状でありました。雑木が生い茂っており、農地への復旧が難しいと見込まれることから、申請がなされたものです。

番号3について説明します。

番号3については、周りを山林に囲まれており、長い間休耕地となっておりました。申請者が太陽光発電設備のため転用の申請をした際に、自己所有の農地の見直しをしたところ、山林化している農地があったために申請にいたりしました。

議長(高尾農地部長)

何か、質問等ある方がいれば挙手をお願いいたします。

10番委員（立石委員）

非農地証明と転用の違いは何ですか。非農地証明は、また農地に戻すことが出来ると私は思っています。教えていただきたい。

事務局（稲田主任主事）

非農地証明と転用の違いですが、非農地証明ができるものにつきましては、転用許可のいらぬもの、例えば、農業用施設の200 m²未満であったり、農道、水路など、そもそも転用許可の要らぬものでありまして、その場所を地目変更する際に非農地証明、転用許可がいらぬという証明がなされるものでありまして、また、現場が農地に復旧できない場所、例えば、20年以上を目安

として、山林のように雑木が生い茂り農地として復旧できないようなところにつきましては、非農地証明、農地ではないという証明がなされることになっています。

10番委員(立石委員)

それを、非農地証明していただいているところを農地にする時の手続きというのは、どのようにするんですか。

事務局(稲田主任主事)

開墾していただいて、現場を農地に復旧していただければ、法務局で地目変更は可能です。

議長(高尾農地部長)

それでは採決に移りたいと思います。議案第5号、非農地証明願について、承認するという委員さんは挙手をお願いします。ありがとうございます。承認することに決しました。続きまして議案第6号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、議案第7号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画について事務局より説明をお願いします。

事務局(稲田主任主事)

議案第6号、農用地利用集積計画について、

(農用地利用集積計画について朗読)

今月の新規利用権設定が15件、再設定が8件で合計23件になります。総設定面積は70,907㎡となっています。どの案件につきましても、農業経営基盤促進法第18条第3項及び町農業経営基盤強化促進基本構想の各要件を満たしていると考えます。

また、報告第2号、農地利用集積計画書の取消しについてと関連していますので、説明します。こちらの権利の設定としまして、平成29年3月31日付けで公告した案件でございまして、権利の設定する者が、当初12筆6,388㎡を農地機構と貸し借りした経緯がありますが、所有者が、貸し借りの始まった後、平成29年4月11日に農地の一部、4筆を合筆し、一枚の筆にしてしまったために、地番及び面積が変更となりました。このために、一旦、利用権の取消を行い、再度農地機構と所有者との貸し借りの設定を行うこととなっております。

続きまして、議案第7号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画について報告します。

(農地利用配分計画について朗読)

今月は7件で、総設定面積35,204㎡となっています。どの案件につきましても、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の各要件を満たしていると考えます。以上になります。ご審議のほどをよろしく申し上げます。

議長(高尾農地部長)

議案第6号、農用地利用集積計画、議案第7号、農用地利用配分計画について、地元の担当地区の確認をお願いします。よろしいですか。何か意見等ありますでしょうか。

26番委員（真部委員）

農地利用集積計画書の取消しをした件についてお尋ねします。面積はどのように変わったのですか。参考のために教えてください。

事務局（稲田主任主事）

当初12筆で、6,388㎡が、合筆して10筆6,707㎡になりました。

26番委員（真部委員）

増えたんですか。

事務局（稲田主任主事）

はい、増えました。

26番委員（真部委員）

それからもう1つ、10ページの番号20の件です。どこへ貸し付けたのですか。

事務局（稲田主任主事）

農事組合法人井上明風営農組合です。

26番委員（真部委員）

全筆ですか。

事務局（稲田主任主事）

全筆です。

26番委員（真部委員）

集積計画の中では、他にもありますが、全筆ではないと思いますが。

事務局（稲田主任主事）

番号12の1筆は農地機構を通さずに利用権設定をしていますので、議案7号の農用地利用配分計画の中には出てきません。

26番委員（真部委員）

わかりました。

議長(高尾農地部長)

ちょっと、新規の道の計画があるところで、農地機構で10年という設定ができず、営農組合と所有者の方で直接町の利用権設定をした次第です。

26番委員（真部委員）

わかりました。

議長(高尾農地部長)

それでは採決に移りたいと思います。議案第6号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、議案第7号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利利用配分計画について、承認するという委員は挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

議長(高尾農地部長)

ありがとうございます。承認することに決しました。続きまして、報告事項に入ります。報告第1号は重複しますが事務局をお願いします。

事務局(稲田主任主事)

報告第1号、農地法第5条の規定による許可申請の取下について

番号1 申請地：池戸字深谷 26筆 13, 511㎡
地目：田26筆
現況：田26筆
目的：資材置場
権利の種類：貸借権設定
取下理由：転用計画見直し

報告第2号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の取消について

番号1 申請地：氷上字東青岸 12筆 6, 388㎡
地目：田12筆
権利の種類：使用貸借権
取消理由：合筆による地番及び面積変更

番号1について説明します。

番号1は、農地の一部が合筆され、地番及び面積が変更となったため、利用権の設定をやり直すものです。

続きまして、報告第3号、農地改良届について

番号1 申請地：井戸字檜木 2筆 2, 981㎡
地目：田2筆
目的：耕作利便のため

番号1について説明します。

番号1は、耕作利便のため良質花崗土による盛土、切土、締固めとなっています。

続きまして、報告第4号、農地法18条第6項解約通知について

番号1 申請地：井戸字高木 461㎡
地目：田1筆
解約日：平成29年4月28日
解約理由：売買のため

続きまして報告第5号、使用貸借返還通知について

番号1 申請地：平木 4,259㎡
地目：田3筆
解約日：平成29年5月12日
解約理由：売買のため

番号2 申請地：井上 1,893㎡
地目：田2筆
解約日：平成29年4月28日
解約理由：売買のため

番号3 申請地：田中 1,075㎡
地目：田1筆
解約日：平成29年5月1日
解約理由：基盤整備のため

番号2について説明します。

番号2は、今月の審議案件である3条申請番号2の案件の土地となっています。

以上になります。よろしくお願ひします。

議長（安部農政部長職務代理者）

ありがとうございました。高尾農地部長は所用がありまして退席されましたので、私の方が引き継いで代わりに進行を行います。ただいま報告のありました、報告第1号から5号まで説明がありましたが、一括して質問を受けたいと思いますので、質問等のあります方挙手をお願いします。

8番委員（久保委員）

報告第5号、番号1について、返還通知ということですが、期間が満了しての返還ですか。それとも、途中解約ですか。

事務局（稲田主任主事）

はい、途中解約です。

8番委員（久保委員）

当初はいつまでの契約ですか。

事務局（稲田主任主事）

具体的な日付はすぐにお答えが出来ませんが、農地の引渡日が麦が終わった平成29年6月10日となっております、貸人がこの農地の転用を考えておりまして、転用して売買する計画があるので、解約するという話をきいております。

議長（安部農政部長職務代理者）

他に何か意見等ありますでしょうか。

委員一同

（無し）

議長（安部農政部長職務代理者）

ないようですので、この報告案件を終わります。それでは、議題2番、香川県農業会議常設審議委員会審議報告について会長からよろしくお願ひします。

会長(脇委員)

報告事項 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について。

（資料読み上げ）

議長（安部農政部長職務代理者）

ありがとうございます。議題3番、その他について、何かありますか。

委員一同

（無し）

議長（安部農政部長職務代理者）

ないようですので、これで農地部会を終わります。ありがとうございます。

以上、この議事録が正確であることを証するため、農地部長及び議事録署名委員は、ここに署名する。

平成29年 月 日

農地部長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____